

安心できる農地の貸し借り

農用地利用集積計画申出書

川西市長様

令和 年 月 日

貸し手	住所			
	氏名			印
	電話		生産組合	山原
借り手	住所			
	氏名			印
	電話		生産組合	

	大字	字	地番	現況地目	地積(m ²)	貸し手以外の権利者	賃貸借が使用貸借かの別	通年か裏作のみかの別	賃貸料(円)	貸借期間
1							賃・使	年・裏		
2							賃・使	年・裏		
3							賃・使	年・裏		
4							賃・使	年・裏		
5							賃・使	年・裏		

貸し手

1. 現在の経営面積 _____ m²

2. 貸出し理由

ア. 農業をやめる

イ. 兼業による規模縮小

ウ. 労力不足

エ. 耕作不便、低生産地のため

オ. 経営移譲年金の受給のため

カ. 利用権の再設定

キ. その他 市の施策「市民ファーマー制度」に協力するため

借り手

1. 世帯員等の状況

氏名	性別	年齢	歳	農業従事日	日	
世帯員		農業に従事する者〔()はうち15歳以上60歳未満の者〕			雇用労働力(年間延日数)	
男	人	農業に従事する者		人(人)		
女	人	農業補助者	主として農業に従事する者	人(人)		
			従として農業に従事する者	人(人)		

2. 現に耕作している農用地及び主たる経営作目(貸し農園で耕作している場合)

区分	経営面積(m ²)	主な作目	備考
水田			
畑	m ²		
樹園地			
合計	m ²		

3. 農機具等の保有状況

区分	種類	数量	能力	種類	数量	能力
農機具	トラクター			バインダー		
	耕うん機			脱穀機		
	田植機			乾燥機		
	防除機			農用自動車		
	コンバイン			刈払機		
家畜						

審査

(記入の必要はありません)

借り手要件	適 ・ 否	
年金制度	適 ・ 否	
農用地の所在	農 ・ 市 ・ 他	

農用地利用集積計画の作成

この用紙で貸し借りの申込みをしますと、市が取りまとめ、貸借の契約書にあたる農用地利用集積計画書を作ります。この計画書に同意の印を押して提出すれば、農業委員会で決定し、市が公告することによって貸し借り（この事業では「利用権」といいます。）の効力が生じます。

なお、利用権の設定にあたっては、次に定めるものが約束事項になりますので、ご承知おき下さい。

- (1) 借賃の支払猶予 利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (2) 借賃の減額 利用権設定各筆明細に定められた借賃の額を農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 20 条第 1 項に準じて、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。
- (3) 解約に当たっての相手方の同意 甲及び乙は、この計画に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (4) 転貸及び譲渡 乙はあらかじめ市に協議したうえ、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (5) 修繕及び改良 ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において当該目的物を修繕する。
甲の同意を得て乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (6) 損害賠償 乙は、目的物の使用に伴い、甲または第三者に損害を及ぼしたときは、すべてその賠償の責を負うものとする。
- (7) 租税公課の負担 ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ 土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- (8) 目的物の返還 ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から 30 日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、天災地変等の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙の原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲、乙間で有益費の額についての協議が調わないときは、甲、乙双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする。
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (9) 利用権に関する事項の変更の禁止 甲及び乙は、この計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- (10) 利用件取得者の責務 乙は、この計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (11) その他 この計画に定めのない事項及びこの計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。